

# 国立国会図書館

## 女性国会議員比率の動向

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 883 (2015. 11. 24.)

はじめに

### I 戦後の女性国会議員比率

- 1 衆議院における女性議員比率の推移
- 2 参議院における女性議員比率の推移

### II 国会役員に占める女性議員数

- 1 議長・副議長・仮議長
- 2 常任委員長

### III 最近の動き

### IV 諸外国議会との比較

- 1 諸外国議会の女性議員比率
- 2 OECD加盟国議会の女性議員比率
- 3 G7 諸国議会の女性議員比率の動向

おわりに

- 我が国の衆議院における女性議員の比率は、9.5%（2015年9月現在）で、世界の190の議会（一院制議会及び二院制議会の下院）中155位である。また、OECD加盟34か国、G7諸国のいずれの中でも最下位である。参議院における女性議員の比率は、15.7%（同月現在）で、76の二院制議会の上院中54位である。
- 戦後の女性議員比率の推移を見ると、比例代表制の導入後、両院ともに女性議員の比率がやや増加している。
- 女性議員の増加策には、クオータ制の導入が有効とされているほか、政党による女性候補者の支援強化、女性の政治参加に対する有権者の意識改革、女性が議員活動をしやすい議会環境の整備等も必要とされる。

国立国会図書館

調査及び立法考査局政治議会課

たかざわ みゆき  
(高澤 美有紀)

第883号

## はじめに

平成 27 (2015) 年 9 月 1 日現在、我が国の女性国会議員は、衆議院で定数 475 人中 45 人 (9.5%)、参議院で 242 人中 38 人 (15.7%)、両院を合わせた国会全体で 717 人中 83 人 (11.6%) となっている。これらの数値は、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) の資料が示す世界の国会議員総数に占める女性議員比率 (22.5%)<sup>1</sup> に比べてかなり低く、また、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) の基本理念の 1 つである「政策等の立案及び決定への共同参画」が達成されているとは言い難い状況を示している。

本稿では、我が国の女性国会議員について、戦後から現在までの推移を整理するとともに、諸外国議会の女性議員の比率の動向等を紹介する。

## I 戦後の女性国会議員比率

### 1 衆議院における女性議員比率の推移

我が国で初めて女性が国政選挙に参加した昭和 21 (1946) 年の第 22 回衆議院議員総選挙の結果、定数 466 人中 39 人 (8.4%) の女性議員が誕生した<sup>2</sup>。その後、衆議院の女性議員比率は 1~3% の低い値で推移していたが、小選挙区比例代表並立制が導入された平成 8 (1996) 年の第 41 回総選挙で 4.6% と増加に転じた後、平成 21 (2009) 年の第 45 回総選挙で初めて 10% を超え、過去最高の 11.3% を記録した。平成 24 (2012) 年の第 46 回総選挙の結果、女性議員比率は 7.9% と再び落ち込んだが、平成 26 (2014) 年の第 47 回総選挙では 9.5% と過去 2 番目の高さとなった。

小選挙区比例代表並立制が導入された平成 8 (1996) 年以降の小選挙区選出と比例代表選出の女性議員の比率は、小選挙区は 2~8% の間で推移しているのに対し、比例代表は 8~16% の間で推移している。(図 1、別表 1 参照)

### 2 参議院における女性議員比率の推移

参議院においては、昭和 22 (1947) 年に行われた第 1 回通常選挙<sup>3</sup>の結果、定数 250 人中 10 人 (4.0%) の女性議員が誕生した。昭和 25 (1950) 年の第 2 回通常選挙以降は半数改選となり、女性議員数はおおむね緩やかに増加しながら推移している。全国区、地方区それぞれの改選議員に占める女性議員の比率は、全国区は 5~13% の間で推移しているのに対し、地方区は 1~5% の間で推移している。

昭和 57 (1982) 年の公職選挙法改正<sup>4</sup>により一部の議席について拘束名簿式比例代表制

<sup>1</sup> IPU の統計によると、2015 年 9 月 1 日現在、世界の国政レベルの議会における女性議員総数は合計 10,162 人で、性別の判明している議員総数 45,113 人に占める女性議員比率は、22.5% となる。IPU, “World Average,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>> 以下、本稿におけるインターネット最終アクセス日は、2015 年 11 月 10 日である。

<sup>2</sup> 第 22 回衆議院議員総選挙は、帝国議会最後の総選挙であり、大選挙区制限連記制 (選挙人が選挙区定数より少ない複数の票を投じる投票制度) で行われた。国会としては、次の第 23 回衆議院議員総選挙が最初の総選挙であり、中選挙区制 (選挙区定数にかかわらず選挙人が候補者 1 人に投票する制度) で行われた。

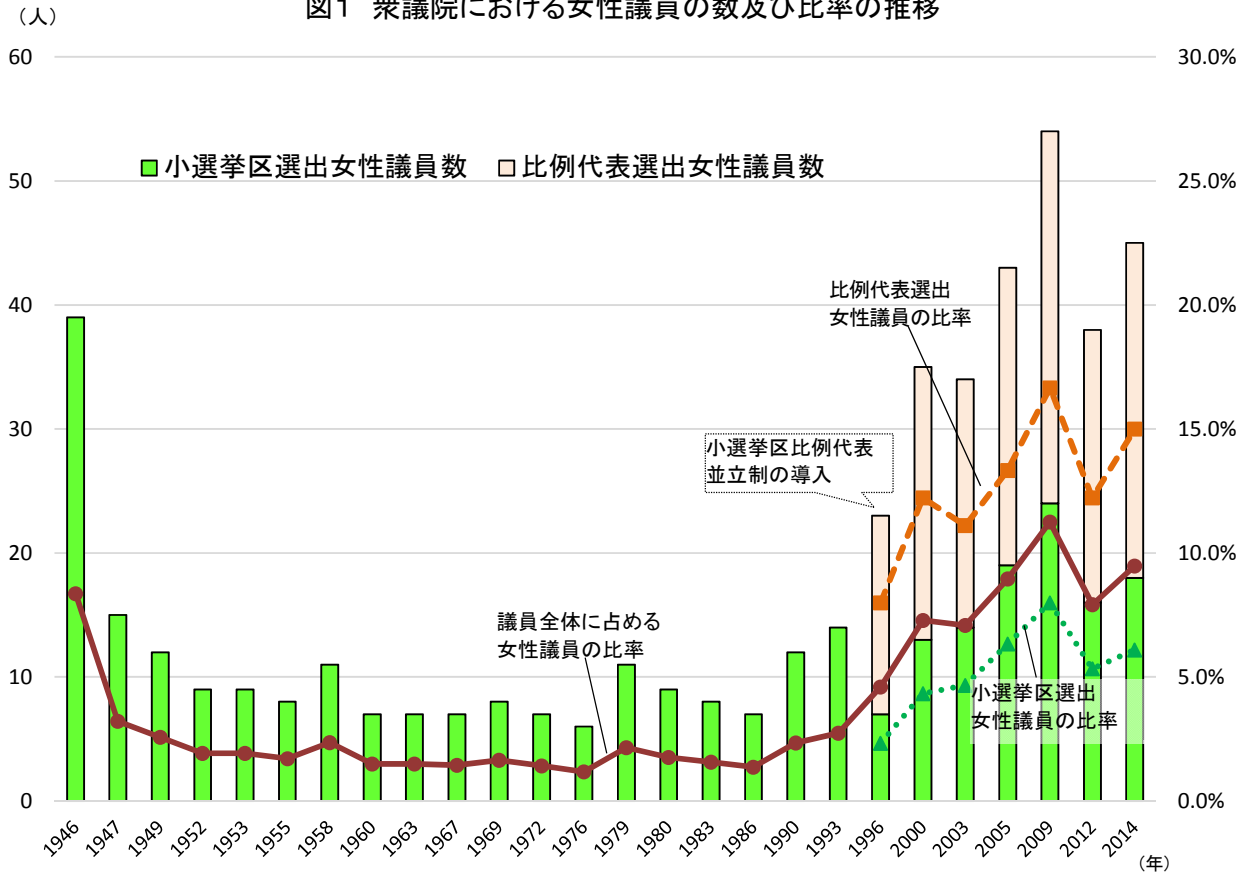
<sup>3</sup> 参議院の当初の選挙制度は、全国区と地方区 (都道府県単位) の並立制であり、中選挙区制が採用された。

<sup>4</sup> 「公職選挙法の一部を改正する法律」(昭和 57 年法律第 81 号)

が採用された後、平成元（1989）年の第15回通常選挙の結果、参議院の女性議員比率は初めて10%を超えて13.1%となった。比例代表、選挙区それぞれの改選議員に占める女性議員の比率は、比例代表は10～26%の間で推移しているのに対し、選挙区は2～13%の間で推移している。

平成13（2001）年の第19回通常選挙以降は、拘束名簿式に代わり非拘束名簿式の比例代表制が採用され、平成22（2010）年の第22回通常選挙の結果、女性議員比率は過去最高の18.2%を記録した。平成25（2013）年7月に実施された第23回通常選挙の結果、やや減少して16.1%となっている。比例代表、選挙区それぞれの改選議員に占める女性議員の比率は、比例代表は16～25%の間で推移し、拘束名簿式採用時に比べて大きな差は見られないのに対し、選挙区は9～19%の間で推移し、女性議員の比率がやや高まっている。<sup>5</sup>（図2、別表2参照）

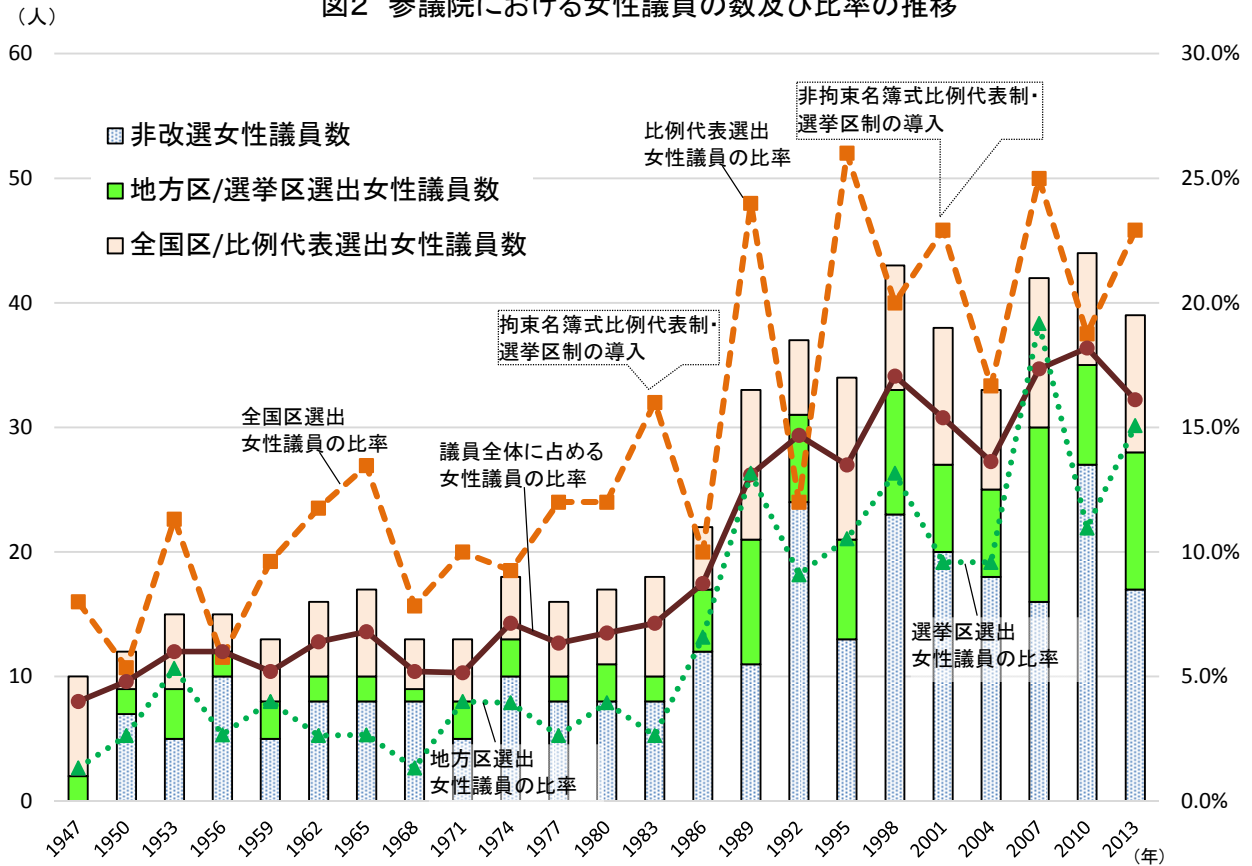
図1 衆議院における女性議員の数及び比率の推移



（注）各選挙における当選者数を調査した。具体的な数値については、別表1を参照。  
 （出典）内閣府男女共同参画局『女性の政策・方針決定参画状況調べ』2015, pp.8-11; 総務省自治行政局選挙部『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調：平成24年12月16日執行』[2013], p.32; 「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報結果」総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/shugiin/ichiran.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin/ichiran.html)>; 市川房枝記念会出版部編『女性参政関係資料集：女性参政60周年記念』2006, p.9等を基に政治議会課作成。

<sup>5</sup> なお、参議院議員については、歴代議員が一覧形式で公表されており、第1回通常選挙以降、平成26年1月末日まで、全参議院議員1,491人中、女性議員は133人であった（「歴代議員一覧（50音順）」参議院ウェブサイト <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/giin/>>）。

図2 参議院における女性議員の数及び比率の推移



(注) 各選挙における当選者数及び各選挙直後の国会召集日における参議院全体の議員数を調査した。地方区/選挙区選出女性議員比率は、地方区/選挙区選出の改選議員に占める女性議員の比率で、全国区/比例代表選出女性議員比率は、全国区/比例代表選出の改選議員に占める女性議員の比率。議員全体に占める女性議員の比率は、非改選議員も含めた議員全体に占める女性議員全体の比率。具体的な数値については、別表2を参照。  
 (出典) 内閣府男女共同参画局『女性の政策・方針決定参画状況調べ』2015, pp.8-11; 総務省自治行政局選挙部『参議院議員通常選挙結果調：平成25年7月21日執行』[2014], p.35; 市川房枝記念会出版部編『女性参政関係資料集：女性参政60周年記念』2006, p.13等を基に政治議会課作成。

## II 国会役員に占める女性議員数

「国会法」(昭和22年法律第79号)上、各議院の「役員」とは、議長、副議長、仮議長、常任委員長及び事務総長を指す(国会法第16条)。以下では、議員でない事務総長を除き、国会役員に女性議員が就いた例を紹介する。

### 1 議長・副議長・仮議長

議長及び副議長は、各議院の選挙により選任される(憲法第58条第1項、国会法第6条、第23条)。第1回国会以降、議長に女性議員が就いた例は、衆議院の第68代土井たか子議長<sup>6</sup>及び参議院の第26代扇千景議長<sup>7</sup>の各議院1人ずつである。また、副議長に女性議

<sup>6</sup> 在任期間は、平成5(1993)年8月6日～平成8(1996)年9月27日。

<sup>7</sup> 在任期間は、平成16(2004)年7月30日～平成19(2007)年7月28日。なお、別表4に記載された林寛子参議院議員と扇千景参議院議員は同一人物であるが、第140回国会までは「林寛子」、第141回国会以降は「扇千景」が国会で用いられているため、本稿でも時期によって異なる氏名を用いている。

員が就いた例は、参議院の第 27 代山東昭子副議長<sup>8</sup>のみである。

仮議長は、各議院の議長及び副議長に共に事故があるときに選任される臨時の職である（国会法第 22 条第 1 項）が、第 1 回国会以降に選任された仮議長（衆議院延べ 9 人、参議院 5 人）は、いずれも男性であり、女性が仮議長に就いた例はない。

## 2 常任委員長

各議院の常任委員長は、委員会を代表するとともに、開会日時や案件の決定、議事の整理、秩序保持等の権限を有する（国会法第 48 条）<sup>9</sup>。委員長は、各議院においてその常任委員の中から選挙すると規定されている（国会法第 25 条）が、議員の動議により選挙の手続を省略し、議長の指名によるのが通例となっている<sup>10</sup>。別表 3 及び 4 は、第 1 回国会から第 189 回国会までに各議院において選任された女性常任委員長の一覧である。

衆議院初の女性常任委員長は、昭和 29（1954）年の第 21 回国会で選任された福田昌子図書館運営委員長である<sup>11</sup>。次の女性常任委員長は、40 年余り後の平成 9（1997）年 10 月に選任された小池百合子科学技術委員長であり、衆議院で選任された女性常任委員長は、第 1 回国会から第 189 回国会までの間にわずかに延べ 14 人である<sup>12</sup>。

参議院では、衆議院より早い昭和 25（1950）年の第 8 回国会において、初の女性常任委員長として赤松常子労働委員長が選任された。以来、参議院では第 189 回国会までに延べ 75 人の女性常任委員長が選任されている。

## III 最近の動き

政府は、平成 22（2010）年に閣議決定された「第 3 次男女共同参画基本計画」で、平成 32（2020）年までに、各議院の議員候補者に占める女性の割合が 30%に達するようにすることを目標に掲げ、政党に対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制の導入などの検討を要請することとしている<sup>13</sup>。この計画に従い、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が、平成 23（2011）年から毎年、各政党に対してそれらの検討を要請している<sup>14</sup>。

平成 27（2015）年に入り、政党等の動きも活発化している。同年 2 月 26 日には、超党

<sup>8</sup> 在任期間は、平成 19（2007）年 8 月 7 日～平成 22（2010）年 7 月 30 日。

<sup>9</sup> なお、特別委員会、各議院が特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するために設けられ、その委員長は国会の役員ではなく、その選任は委員会における委員の互選による（国会法第 45 条）。

<sup>10</sup> 衆議院事務局『衆議院先例集 平成 15 年版』2003, pp.67-69（衆議院先例 58）；参議院事務局『参議院先例録 平成 25 年版』2013, pp.89-90（参議院先例 78）。ただし、実際に選挙が行われた例もある。また、常任委員長のポストは、各会派にその所属議員数等に応じて割り当てられるのが通例であるが、衆議院では、常任委員長ポストが全て与党に割り当てられた時期がある。

<sup>11</sup> 福田委員長選任後、図書館運営委員会は一度も開催されないまま、約 1 か月で衆議院解散となった。

<sup>12</sup> 例えば、法務委員会や外務委員会のような個別の常任委員会の委員長数だけでも、第 1 回国会以降の延人数は、80 人以上に上ることから、女性の常任委員長数が非常に少ないことが分かる。

<sup>13</sup> 「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）pp.5-8。内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/3rd/pdf/3-26.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-26.pdf)> 平成 27（2015）年 12 月には、第 4 次男女共同参画基本計画が閣議決定される予定で、検討が進められている。同年 7 月に公表された第 4 次計画の素案では、第 3 次計画と同様の内容が盛り込まれている。

<sup>14</sup> 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成 23 年版』2011, p.118；同平成 24 年版, 2012, p.127；同平成 25 年版, 2013, pp.138-139；同平成 26 年版, 2014, p.112；同平成 27 年版, 2015, pp.109-110。

派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が発足した。この議員連盟は、国政選挙で候補者に占める女性の割合を増加させること、クオータ制など各政党における自主的取組の推進及び法制化の検討、政治分野における女性の活躍推進のための環境整備等を推し進めること等を目標に掲げて活動し、平成27(2015)年8月には、女性議員の比率を高めるための公職選挙法改正案をまとめるとともに、「政治分野における男女共同参画推進法案」の骨子案を公表した<sup>15</sup>。

政党単位の取組としては、クオータ制の導入について検討を進めてきた民主党は、平成27(2015)年6月に、女性の議員候補者の発掘・育成のため、衆議院の比例代表選挙のブロック単位で女性政治家養成セミナーを開設することを決定した<sup>16</sup>。また、自由民主党も、同月、政府に対する女性政策に関する提言を策定し、同党の政治学校等で女性候補者育成のための講座を拡充する等の行動計画や女性候補者の比率を高めることを促す仕組み等を検討することとしている<sup>17</sup>。

## IV 諸外国議会との比較

### 1 諸外国議会の女性議員比率

世界の女性議員比率は、過去20年間で、平均11.3%(1995年7月)から22.1%(2015年1月)に増加した。また、一院制議会及び二院制議会の下院のうち、女性議員比率が30%を超える議会は5から42に増加し、10%に満たない議会は109から38に減少している。女性議員比率が上位の国は、1995年には北欧諸国であったが、2015年にはルワンダ、ボリビアが上位に入るなど地域的な多様化が進んでいる。この背景として、政治的な環境の変化に加え、クオータ制(拘束名簿式比例代表選挙の名簿に男女交互に候補者を記載する等の方式により議員の一定割合を女性に割り当てる制度)<sup>18</sup>を導入している国が120か国以上(女性議員比率が上位20位までの国では18か国)に増加したことが指摘されている。また、2015年1月現在、女性議長は、28の一院制議会及び二院制議会の下院、15の二院制議会の上院でその地位に就いている。<sup>19</sup>

他方、2015年9月1日現在、日本の衆議院(女性議員比率9.5%)は、190か国中155位と非常に低い順位である。一方の参議院(同15.7%)も、76の二院制議会の上院中54位で、世界の参議院議員に占める女性議員比率(20.6%)を下回っており、国際的に見て高い比率とは言えない<sup>20</sup>。

<sup>15</sup> 「女性候補30%に」議連『朝日新聞』2015.2.27; 「女性参画議連: 候補者男女同数、規定などを報告」『毎日新聞』2015.7.1; 「超党派議連 女性議員増へ法案」『毎日新聞』2015.8.11; 「候補者男女同数に クオータ議連 法案骨子案を公表」『東京新聞』2015.8.20; 「選挙の候補者、男女同数に 超党派議連が法案骨子」『日本経済新聞』2015.9.7。

<sup>16</sup> 「クオータ制導入を検討」『民主: Press Minshu』352号, 2015.6.5, p.2; 「民主、女性候補養成へ」『朝日新聞』2015.6.21。

<sup>17</sup> 自由民主党女性活躍推進本部「女性活躍推進本部提言」2015.6.9. 自由民主党ウェブサイト <[http://jimim.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/128076\\_1.pdf](http://jimim.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/128076_1.pdf)>

<sup>18</sup> 法律型(法令に基づくクオータ制)と政党型(政党による自発的なクオータ制)の両方を含む。

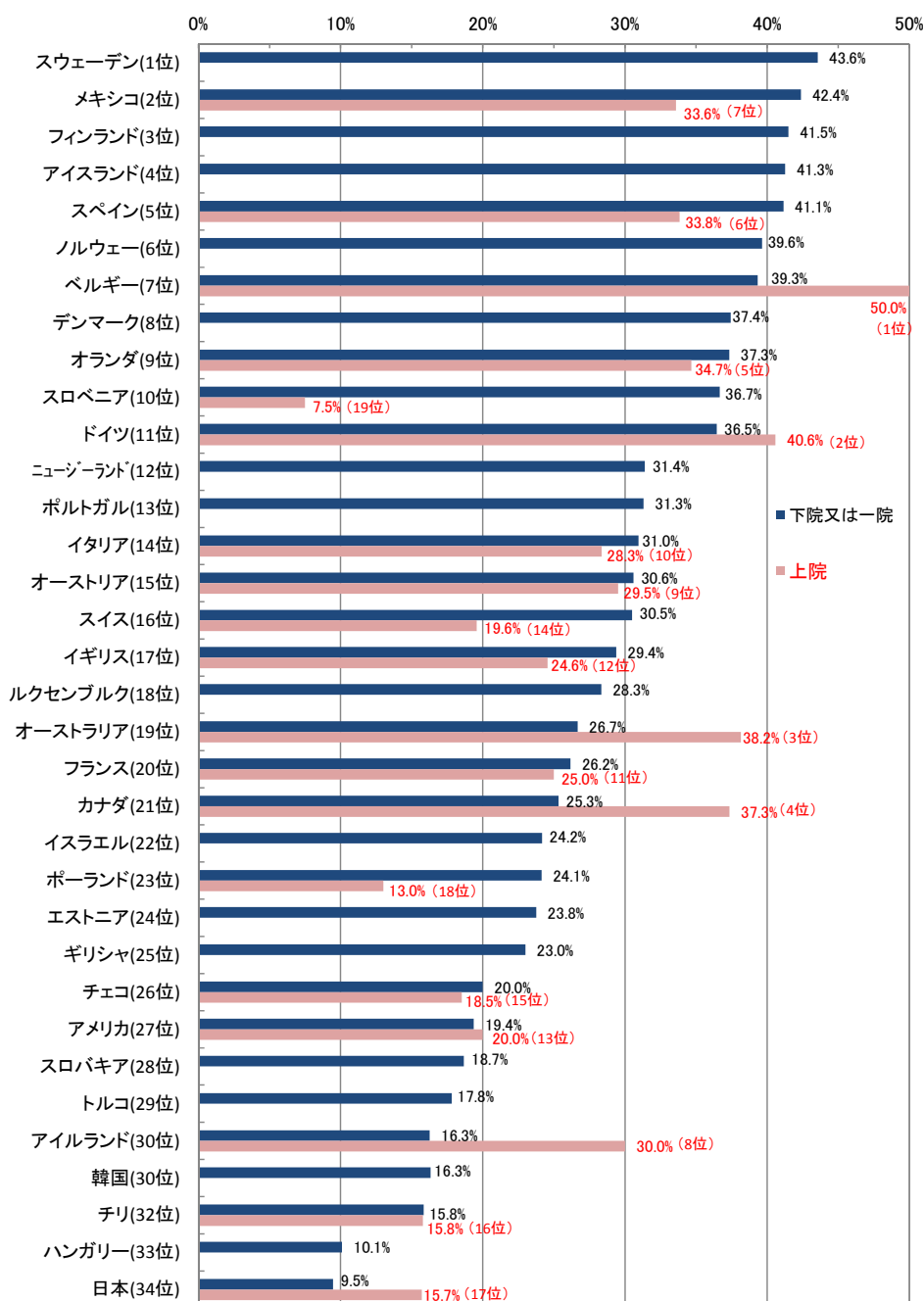
<sup>19</sup> IPU, *Women in Parliament: 20 Years in review*, 5 March 2015. <<http://www.ipu.org/pdf/publications/WIP20Y-en.pdf>>

<sup>20</sup> IPU, *op.cit.*(1); *idem*, “World Classification,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>> IPUの順位表では、衆議院は119位(この場合、最下位の国は143位)となっているが、同一順位に複数国が並ぶ場合に、次点の国をその直後の順位として記載しているためである。両院合計の女性議員比率についても、日本の11.6%は190か国中149位である。

## 2 OECD加盟国議会の女性議員比率

諸外国の女性議員比率について、OECD加盟34か国に絞って比較した図3を見ると、日本の衆議院は34か国の下院中最下位の34位、参議院は二院制の19か国中17位と、いずれも、非常に低い水準である。

図3 OECD加盟国議会の女性議員比率(2015年9月1日現在)



(注) 列国議会同盟 (IPU) 資料 (2015年9月1日現在) に基づき、OECD加盟国議会の下院又は一院の女性議員比率が高い順に並べたもの。

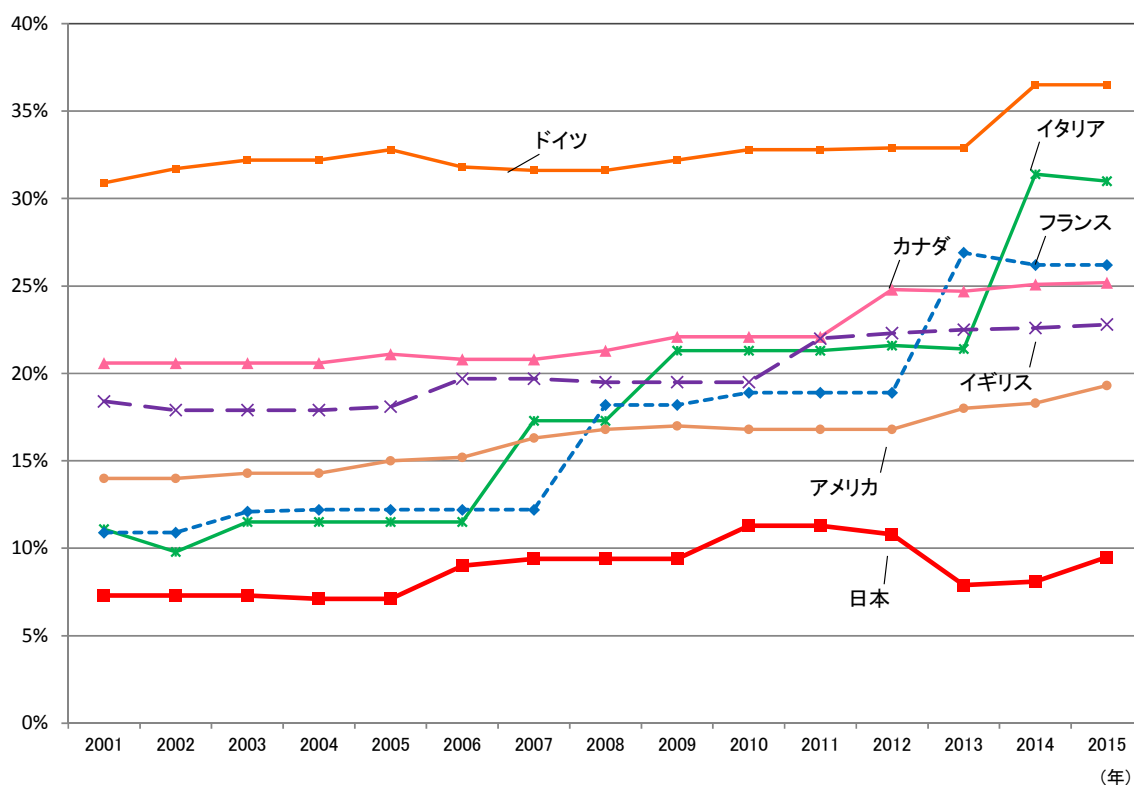
(出典) IPU, “World Classification,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>> を基に政治議会課作成。

### 3 G7 諸国議会の女性議員比率の動向

図4及び図5は、主要7か国（G7）の上下両院における近年の女性議員比率の推移を示したものである<sup>21</sup>。日本の衆議院の女性議員比率は、2001年以降、G7諸国中で常に最下位である。参議院の女性議員比率は、2001年にはG7諸国中3位であったが、2013年以降は、最下位である。また、日本の女性議員比率は、両院とも2001年以降ほぼ横ばいで、増加傾向にある他の国とは対照的である。

G7諸国の議会中、直接公選制の議院で女性議員比率が高いのは、ドイツ下院である。ドイツ下院では、1980年代後半から1990年代にかけて各政党がクオータ制を導入した<sup>22</sup>結果、30%台の女性議員比率を維持している。ドイツ上院の女性議員比率は、2015年に40%台に急増している。上院は、各州の政府構成員で構成されているので<sup>23</sup>、上院の女性議員比率の急増は、各州の政府構成員で上院議員となった女性が増えたことによる。

図4 G7諸国議会下院の女性議員比率の推移(2001-2015年)



(注) 具体的な数値については、別表5を参照。

(出典) IPU, “Archived Data,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm>> から、各年1月現在（2002年のみ2月現在）のデータを基に政治議会課作成。

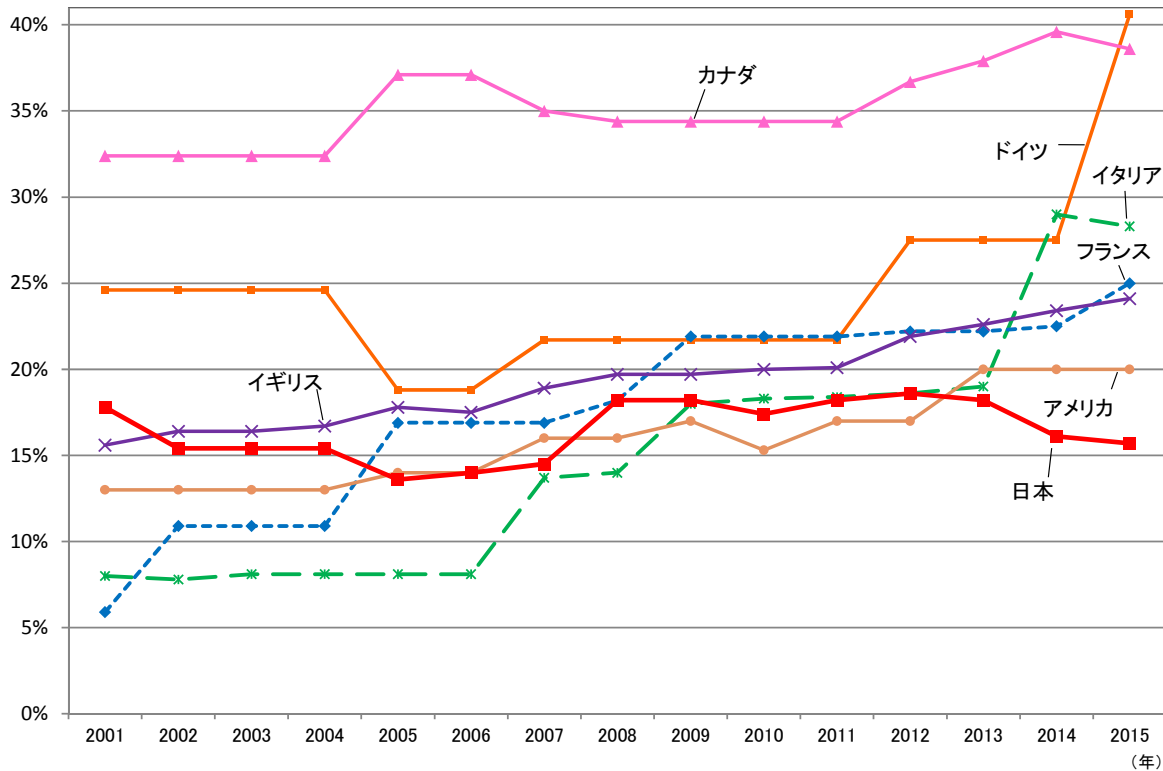
<sup>21</sup> 各国の選挙の時期が異なるため、原則として各年の1月現在の数値で比較している。

<sup>22</sup> 各政党の取組については、内閣府男女共同参画局『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国—』2008.3, pp.27-29. <<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h19shogaikoku/sec2-2.pdf>> を参照。

<sup>23</sup> 基本法（Grundgesetz）第51条



図5 G7諸国議会上院の女性議員比率の推移(2001-2015年)



(注) 具体的な数値については、別表5を参照。

(出典) IPU, “Archived Data,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm>> から、各年1月現在(2002年のみ2月現在)のデータを基に政治議会課作成。ただし、日本の2002年のデータは欠損のため、参議院事務局『参議院審議概要 第154回国会(常会)』2002, p.14を基に算出。

イタリアでは、2013年2月の総選挙で、両院ともに女性議員比率が急増し、下院は選挙前の21.4%から選挙後は31.4%に、上院は選挙前の19.0%から選挙後は29.0%に、それぞれ10ポイントずつ増加した。同国では、2012年に、政党等の候補者において一方の性が全体の3分の2を超えている場合に政党国庫補助が5%減額される措置がとられた<sup>24</sup>。しかし、女性議員の急増には、このような措置よりも、民主党と5つ星運動が、事前に実施された党内予備選挙の結果を踏まえ、候補者名簿作成において女性候補者を上位に登載した影響が大きいと考えられている<sup>25</sup>。

フランスでは、議員その他の公選による公職への男女の平等な就任を促進するため、1999年に行われた憲法改正を契機として、男女平等に関する各種の法律の整備が進んだ<sup>26</sup>。2000年代初頭の女性議員比率は、下院では約10%程度にとどまり、上院では10%を下回っ

<sup>24</sup> 2012年7月6日の法律第96号に基づく(芦田淳「政党国庫補助の抑制と透明性向上の試み」『論究ジュリスト』No.4, 2013冬, p.103.)。

<sup>25</sup> Roberto D'Alimonte, “Rinnovo Pd, i parlamentari rieletti tra 33 e 54% del totale,” *Il Sole 24 Ore*, 16 gennaio 2013. <<http://www.ilsole24ore.com/art/notizie/2013-01-16/rinnovo-parlamentari-rieletti-totale-094348.shtml?uid=Ab5IWqKH>>; “Grillo, c'è un caso votanti «Erano solo in 30 mila»,” *Corriere della Sera*, 8 dicembre 2012.

<sup>26</sup> Loi constitutionnelle n° 99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes. 1999年の憲法改正後の具体的な法制備については、鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画—パリテに関する2007年1月31日法を中心に—」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.157-160. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digi\\_depo\\_1000300\\_po\\_023307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digi_depo_1000300_po_023307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)> を参照。

ていたが、法整備の結果、現在では両院とも25%に達している。

カナダでは、1988年11月の下院総選挙で女性議員比率が10%を超え、1997年から2006年までの下院総選挙では20%前後で推移していたが、2011年5月の下院総選挙で約25%となった<sup>27</sup>。この要因として、各党の擁立する女性候補者数の増加が指摘されている<sup>28</sup>。上院は、任命制をとっており<sup>29</sup>、2000年代以降女性議員比率は30%を超えており、その比率は徐々に上昇している。

イギリス下院の女性議員の比率は、1980年代まで5%未満で推移し、1997年下院総選挙まで10%を超えたことがなかったが、この選挙で女性議員の比率が18%に上昇した<sup>30</sup>。1997年5月の下院総選挙で女性議員が増加した理由としては、総選挙に大勝した労働党が、女性優遇措置をとっていたことが挙げられる<sup>31</sup>。女性議員の比率は、その後も順調に上昇し、2015年5月の下院総選挙後は、29.4%に達した。上院は任命制をとっており<sup>32</sup>、女性議員比率は、2000年代初頭には既に15%に達していたが、その後も順調に増加し、2015年には24%に達している。

アメリカ連邦議会の女性議員の比率は、長い間5%未満で推移していたが、1992年11月の総選挙でその比率が10%を超えた後は、継続的に上昇している<sup>33</sup>。「女性の年」として知られる1992年11月の総選挙では、地方議会で経験を積んだ女性候補者の増加、多数の議員の退職、選挙区の再区画による新選挙区の増加その他の複合的な要因により、上院議員は4人から7人に、下院議員は29人から47人に増加した<sup>34</sup>。直近の国政選挙（2014年11月上下両院選挙）の結果、女性議員比率は過去最高（下院19.3%・上院20.0%）となっている。

## おわりに

我が国の女性国会議員が少ない理由としては、男女の職業的役割分担意識のほか、女性

<sup>27</sup> Julie Cool, “Women in Parliament,” *Library of Parliament Background Paper*, No.211-56-E, 1 May 2011, Revised 2 July 2013, p.1.

<sup>28</sup> Louise Carbert, “The hidden rise of new women candidates seeking election to the House of Commons, 2000-2008,” *Canadian Political Science Review*, 6(2-3), 2012, p.154. 1988年下院総選挙では、初めて議員定数(295)を上回る302人の女性が立候補し、その後も継続して議員定数を大幅に上回る人数の女性が立候補している (“Women Candidates in General Elections - 1921 to Date.” Parliament of Canada Website <<http://www.parl.gc.ca/About/Parliament/FederalRidingsHistory/hfer.asp?Language=E&Search=WomenElection>>). なお、2015年9月1日現在の議員定数は308(2015年10月下院総選挙後は338)である。2015年10月に実施された下院総選挙では、533人の女性候補者中88人が当選した(女性議員比率は、26.0%)。

<sup>29</sup> 憲法第23条、第24条

<sup>30</sup> Richard Keen, “Women in Parliament and Government,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.SN01250, 19 June 2015, p.6. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01250/SN01250.pdf>>

<sup>31</sup> 具体的には、①各選挙区が作成する立候補志望者リスト(ショートリスト:この中から党员投票により最終候補者を決定)に女性を1人以上掲載すること、②引退議員の選挙区及び保守党との得票差が6%以内の選挙区のショートリストに女性候補者のみを掲載することであった。しかし、この措置は、労働審判所で1975年性差別禁止法違反とされた。Meg Russell, “Women’s representation in elected office today,” Meg Russell et al., *Women’s political participation in the UK*, The British Council and The Constitution Unit, 2002, pp.21-22. <<https://www.ucl.ac.uk/spp/publications/unit-publications/89.pdf>>; 秋本富雄「英国総選挙におけるジェンダー状況—党主導による女性候補者登用策の合法化とその問題点—」『東海大学政治経済学部紀要』40号, 2008.9, pp.19-21.

<sup>32</sup> 1999年貴族院法(House of Lords Act 1999 (c.34))

<sup>33</sup> Jennifer E. Manning et al., “Women in Congress: Historical Overview, Tables, and Discussion,” *CRS Report*, R43244, April 29, 2015, pp.2-3. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R43244.pdf>>

<sup>34</sup> Clyde Wilcox, “Why Was 1992 the “Year of the Woman”?” Explaining Women’s Gains in 1992,” Elizabeth Adell Cook et al., eds., *The Year of the woman: myths and realities*, Boulder: Westview Press, 1994, pp.1-24.

の男性への経済的依存度の高さ、選挙における男性優位、候補者となる人材を供給する地方議員や官僚に女性が少ないこと等が指摘されている<sup>35</sup>。列国議会同盟 (IPU) の調査でも、政治家になる際の障害として、女性については、家庭への責任、女性の社会的役割に関する有権者の意識、家族の支援の欠如が上位に挙げられるのに対し、男性については、有権者からの支持不足、資金不足、政党からの支援不足が上位に挙げられ、それぞれの障害の度合いは女性の方が男性よりも高いことが示されている<sup>36</sup>。

女性議員の増加策として、ポジティブ・アクション<sup>37</sup>の推進が選択肢となる。性別を基準に議員の一定の人数や比率を女性に割り当てる「クオータ制」は、有効なポジティブ・アクションの一つである。ただ、法令によって一定の議席を確保する「法律型クオータ制」のような手法を導入する場合には、平等原則等との関係から憲法上の疑義が生じ得るため、慎重な検討が求められよう。また、政党が自発的に行う「政党型クオータ」を始めとする女性候補者が当選しやすくなる仕組みの導入や、女性候補者に対する選挙運動の支援等の政党の役割も非常に重要である。加えて、女性の政治参加に関する有権者の意識改革、女性が議員活動しやすい議会環境の整備<sup>38</sup>も必要とされている。

国会は国民代表機関であり、選挙により表明される国民の多元的な意思、社会の実勢力が国会にできるだけ忠実に反映されること<sup>39</sup>が要請される。女性の働き方や生き方が多様化する中でこの要請に応えるためにも、現在行われている各種の検討の進展が期待される。

<sup>35</sup> 吉野孝・今村浩「日本—ようやく始まった女性の政治進出—」吉野孝ほか編『誰が政治家になるのか—候補者選びの国際比較—』早稲田大学出版部, 2001, p.149; 齋藤英之「女性議員が少ない理由、増えている理由」『上智短期大学紀要』22号, 2002.3, pp.68-70.

<sup>36</sup> IPU, *Equality in politics: a survey of women and men in parliaments* (Reports and Documents no.54), Geneva: IPU, 2008, p.18. <<http://www.ipu.org/pdf/publications/equality08-e.pdf>>

<sup>37</sup> ポジティブ・アクションとは、人種や性別などに由来する事実上の格差がある場合に、それを解消して実質的な平等を確保するための積極的格差是正措置ないし積極的改善措置をいい、多様な手法がある (辻村みよ子『ポジティブ・アクション—「法による平等」の技法—』岩波書店, 2011, pp.72-96.)。

<sup>38</sup> 議会の開会日を学校の開校日程等に合わせる、夜間の会議・採決を避ける、議会に保育所を併設する等の方策が挙げられる (Sonia Palmieri, *Gender-Sensitive Parliaments: A Global Review of Good Practice* (Reports and Document No.65), Geneva: IPU, 2011, pp.91-97. <<http://www.ipu.org/pdf/publications/gsp11-e.pdf>>).

<sup>39</sup> 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ 第5版』有斐閣, 2012, p.61.

別表1 戦後の女性衆議院議員の数及び比率

選挙回数	選挙年月	選挙制度	議員定数	女性議員数	女性議員比率
第22回	昭和21(1946)年4月	大選挙区制限連記制	466	39	8.4%
第23回	昭和22(1947)年4月	中選挙区制	466	15	3.2%
第24回	昭和24(1949)年1月		466	12	2.6%
第25回	昭和27(1952)年10月		466	9	1.9%
第26回	昭和28(1953)年4月		466	9	1.9%
第27回	昭和30(1955)年2月		467	8	1.7%
第28回	昭和33(1958)年5月		467	11	2.4%
第29回	昭和35(1960)年11月		467	7	1.5%
第30回	昭和38(1963)年11月		467	7	1.5%
第31回	昭和42(1967)年1月		486	7	1.4%
第32回	昭和44(1969)年12月		486	8	1.6%
第33回	昭和47(1972)年12月		491	7	1.4%
第34回	昭和51(1976)年12月		511	6	1.2%
第35回	昭和54(1979)年10月		511	11	2.2%
第36回	昭和55(1980)年6月		511	9	1.8%
第37回	昭和58(1983)年12月		511	8	1.6%
第38回	昭和61(1986)年7月		512	7	1.4%
第39回	平成2(1990)年2月		512	12	2.3%
第40回	平成5(1993)年7月		511	14	2.7%
第41回	平成8(1996)年10月		小選挙区 比例代表並立制	500	23
	小選挙区選出	300		7	2.3%
比例代表選出	200	16		8.0%	
第42回	平成12(2000)年6月	480		35	7.3%
	小選挙区選出	300		13	4.3%
比例代表選出	180	22		12.2%	
第43回	平成15(2003)年11月	480		34	7.1%
	小選挙区選出	300		14	4.7%
比例代表選出	180	20		11.1%	
第44回	平成17(2005)年9月	480		43	9.0%
	小選挙区選出	300		19	6.3%
比例代表選出	180	24		13.3%	
第45回	平成21(2009)年8月	480		54	11.3%
	小選挙区選出	300		24	8.0%
比例代表選出	180	30		16.7%	
第46回	平成24(2012)年12月	480		38	7.9%
	小選挙区選出	300		16	5.3%
比例代表選出	180	22		12.2%	
第47回	平成26(2014)年12月	475		45	9.5%
	小選挙区選出	295	18	6.1%	
比例代表選出	180	27	15.0%		

(注) 各選挙における当選者数を調査した。

(出典) 内閣府男女共同参画局『女性の政策・方針決定参画状況調べ』2015, pp.8-11; 総務省自治行政局選挙部『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調：平成24年12月16日執行』[2013], p.32; 「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報結果」総務省ウェブサイト <[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/shugiin/ichiran.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin/ichiran.html)>; 市川房枝記念会出版部編『女性参政関係資料集：女性参政60周年記念』2006, p.9等を基に政治議会課作成。

別表2 戦後の女性参議院議員の数及び比率

選挙回数	選挙年月	選挙制度	議員定数	選挙後の女性議員合計		改選議員			改選女性議員				
				人数	割合	合計	全国/比例	地方区/選挙区	全国/比例	人数	割合	人数	割合
第1回	昭和22(1947)年4月	全国区制 ・ 地方区制	250	10	4.0%	250	100	150	8	8.0%	2	1.3%	
第2回	昭和25(1950)年6月		250	12	4.8%	132	56	76	3	5.4%	2	2.6%	
第3回	昭和28(1953)年4月		250	15	6.0%	128	53	75	6	11.3%	4	5.3%	
第4回	昭和31(1956)年7月		250	15	6.0%	127	52	75	3	5.8%	2	2.7%	
第5回	昭和34(1959)年6月		250	13	5.2%	127	52	75	5	9.6%	3	4.0%	
第6回	昭和37(1962)年7月		250	16	6.4%	127	51	76	6	11.8%	2	2.6%	

選挙 回数	選挙年月	選挙制度	議員 定数	選挙後の 女性議員合計		改選議員			改選女性議員				
				人数	割合	合計	全国/比例	地方区/選挙区	全国/比例	人数	割合	人数	割合
第7回	昭和40(1965)年7月	全国区制 ・ 地方区制	250	17	6.8%	127	52	75	7	13.5%	2	2.7%	
第8回	昭和43(1968)年7月		250	13	5.2%	126	51	75	4	7.8%	1	1.3%	
第9回	昭和46(1971)年6月		252	13	5.2%	125	50	75	5	10.0%	3	4.0%	
第10回	昭和49(1974)年7月		252	18	7.1%	130	54	76	5	9.3%	3	3.9%	
第11回	昭和52(1977)年7月		252	16	6.3%	126	50	76	6	12.0%	2	2.6%	
第12回	昭和55(1980)年6月		252	17	6.7%	126	50	76	6	12.0%	3	3.9%	
第13回	昭和58(1983)年6月	拘束名簿式 比例代表制 ・ 選挙区制	252	18	7.1%	126	50	76	8	16.0%	2	2.6%	
第14回	昭和61(1986)年7月		252	22	8.7%	126	50	76	5	10.0%	5	6.6%	
第15回	平成元(1989)年7月		252	33	13.1%	126	50	76	12	24.0%	10	13.2%	
第16回	平成4(1992)年7月		252	37	14.7%	127	50	77	6	12.0%	7	9.1%	
第17回	平成7(1995)年7月		252	34	13.5%	126	50	76	13	26.0%	8	10.5%	
第18回	平成10(1998)年7月		252	43	17.1%	126	50	76	10	20.0%	10	13.2%	
第19回	平成13(2001)年7月	非拘束名簿式 比例代表制 ・ 選挙区制	247	38	15.4%	121	48	73	11	22.9%	7	9.6%	
第20回	平成16(2004)年7月		242	33	13.6%	121	48	73	8	16.7%	7	9.6%	
第21回	平成19(2007)年7月		242	42	17.4%	121	48	73	12	25.0%	14	19.2%	
第22回	平成22(2010)年7月		242	44	18.2%	121	48	73	9	18.8%	8	11.0%	
第23回	平成25(2013)年7月		242	39	16.1%	121	48	73	11	22.9%	11	15.1%	

(注) 各選挙における当選者数及び各選挙直後の国会召集日における参議院全体の議員数を調査した。

(出典) 内閣府男女共同参画局『女性の政策・方針決定参画状況調べ』2015, pp.8-11; 総務省自治行政局選挙部『参議院議員通常選挙結果調:平成25年7月21日執行』[2014], p.35; 市川房枝記念会出版部編『女性参政関係資料集:女性参政60周年記念』2006, p.13等を基に政治議会課作成。

### 別表3 衆議院の女性常任委員長

国会回数	委員長	常任委員会	会派	選任年月日	辞任等年月日	
1	21	福田昌子	図書館運営	日本社会党(左)	昭和29年12月14日	昭和30年1月24日
2	141-142	小池百合子	科学技術	新進党→自由党	平成9年9月29日	平成10年1月12日
3	142-145	大野由利子	科学技術	平和・改革→ 公明党・改革クラブ	平成10年1月12日	平成11年1月19日
4	151-154	高市早苗	文部科学	自由民主党	平成13年1月31日	平成14年1月21日
5	158-161	池坊保子	文部科学	公明党	平成15年11月20日	平成16年10月12日
6	172-178	田中眞紀子	文部科学	民主党・無所属クラブ	平成21年9月18日	平成23年9月13日
7	178-180	田中眞紀子	外務	民主党・無所属クラブ	平成23年9月13日	平成24年10月1日
8	178-181	石毛鏡子	文部科学	民主党・無所属クラブ	平成23年9月13日	平成24年10月29日
9	181	小宮山洋子	総務	民主党・無所属クラブ	平成24年10月29日	平成24年11月16日
10	181	小宮山泰子	農林水産	国民の生活が第一・きづな	平成24年10月29日	平成24年11月16日
11	185-186	小淵優子	文部科学	自由民主党	平成25年10月15日	平成26年9月3日
12	187	上川陽子	厚生労働	自由民主党	平成26年9月29日	平成26年10月21日
13	187	西川京子	文部科学	自由民主党	平成26年9月29日	平成26年11月21日
14	187-	土屋品子	外務	自由民主党	平成26年9月29日	—

(注) 会期中の選任及び辞任を含む。また、同じ名称の委員長に続けて選任された場合は継続とみなした。なお、「会派」は、委員長就任時又は各国会召集時における所属会派であり、委員長就任期間中に会派の異動があった場合には「→」で新旧の会派を表した。会派の名称は、適宜略称等を用いた。

(出典) 衆議院事務局『衆議院常任委員長・特別委員長・政治倫理審査会会長一覧』2003, pp.2-163(第1～158回国会); 衆議院事務局編『衆議院の動き』各年版(第159～186回国会); 国立国会図書館「国会会議録検索システム」<[http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_logout.cgi?SESSION=14821](http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_logout.cgi?SESSION=14821)>等を基に政治議会課作成。

### 別表4 参議院の女性常任委員長

国会回数	委員長	常任委員会	会派	選任年月日	辞任等年月日	
1	8-10	赤松常子	労働	日本社会党	昭和25年7月12日	昭和26年6月2日
2	10	河崎ナツ	厚生	日本社会党	昭和26年1月29日	昭和26年3月31日
3	15	奥むめお	決算	緑風会	昭和27年10月24日	昭和28年5月2日
4	15	宮城タマヨ	図書館運営	緑風会	昭和27年10月24日	昭和28年5月2日
5	16-19	深川タマエ	懲罰	改進黨	昭和28年5月21日	昭和29年1月29日
6	19	深川タマエ	建設	改進黨	昭和29年1月29日	昭和29年6月15日
7	20-22	藤原道子	労働	日本社会党(第四控室・左)	昭和29年11月30日	昭和30年3月18日

	国会回次	委員長	常任委員会	会派	選任年月日	辞任等年月日
8	20- 22	加藤シヅエ	厚生	日本社会党 (第二控室・右)	昭和29年12月 2日	昭和30年 3月18日
9	22	藤原道子	法務	日本社会党 (第四控室・左)	昭和30年 3月23日	昭和30年 5月13日
10	22	加藤シヅエ	運輸	日本社会党 (第二控室・右)	昭和30年 3月23日	昭和30年 7月30日
11	23- 24	高田なほ子	法務	日本社会党	昭和30年12月 2日	昭和31年 5月29日
12	39- 40	近藤鶴代	外務	自由民主党	昭和36年10月 4日	昭和37年 1月24日
13	48- 51	山下春江	文教	自由民主党	昭和40年 1月29日	昭和41年 1月28日
14	48- 51	藤原道子	決算	日本社会党	昭和40年 5月12日	昭和41年 5月11日
15	51- 55	千葉千代世	社会労働	日本社会党	昭和41年 5月11日	昭和42年 5月27日
16	71- 72	田中寿美子	決算	日本社会党	昭和48年 6月22日	昭和49年 5月27日
17	94- 96	粕谷照美	社会労働	日本社会党	昭和56年 6月 5日	昭和57年 5月14日
18	95- 97	石本茂	懲罰	自由民主党	昭和56年 9月28日	昭和57年12月 1日
19	99-101	石本茂	社会労働	自由民主党	昭和58年 7月18日	昭和59年 8月 8日
20	101-102	志村愛子	懲罰	自由民主党	昭和59年 8月 8日	昭和60年 6月24日
21	102-106	林寛子	文教	自由民主党	昭和60年 6月24日	昭和61年 7月22日
22	106-115	小笠原貞子	懲罰	日本共産党	昭和61年 7月22日	平成元年 8月 7日
23	109-113	森山眞弓	外務	自由民主党	昭和62年 7月 6日	昭和63年 7月19日
24	113-114	糸久八重子	通信	日本社会党	昭和63年 7月19日	平成元年 7月 9日
25	115-118	山東昭子	外務	自由民主党	平成元年 8月 7日	平成 2年 6月26日
26	115-118	千葉景子	決算	日本社会党	平成元年 8月 7日	平成 2年 6月26日
27	121-123	大鷹淑子	外務	自由民主党	平成 3年 8月 5日	平成 4年 7月 7日
28	121-123	粕谷照美	通信	日本社会党	平成 3年 8月 5日	平成 4年 7月 7日
29	121-124	久保田真苗	決算	日本社会党	平成 3年 8月 5日	平成 4年 8月 7日
30	124-127	大淵絹子	決算	日本社会党	平成 4年 8月 7日	平成 5年 8月27日
31	127-131	石井道子	文教	自由民主党	平成 5年 8月23日	平成 6年 9月30日
32	127-131	森暢子	通信	日本社会党	平成 5年 8月23日	平成 6年 9月30日
33	131-132	中西珠子	法務	公明党→平成会	平成 6年 9月30日	平成 7年 7月22日
34	131-132	笹野貞子	労働	新緑風会	平成 6年 9月30日	平成 7年 7月22日
35	131-132	前畑幸子	決算	日本社会党	平成 6年10月 4日	平成 7年 6月16日
36	133-136	小野清子	文教	自由民主党	平成 7年 8月 4日	平成 8年 6月19日
37	136-140	清水嘉与子	文教	自由民主党	平成 8年 6月19日	平成 9年 6月18日
38	141	川橋幸子	通信	民主党・新緑風会→民友連	平成 9年 9月29日	平成10年 1月11日
39	142-143	石田美栄	総務	民友連→民主党・新緑風会	平成10年 1月12日	平成10年 8月 7日
40	142	武田節子	法務	公明党	平成10年 1月12日	平成10年 7月25日
41	142	川橋幸子	交通・情報通信	民友連→民主党・新緑風会	平成10年 1月12日	平成10年 7月25日
42	143-145	竹村泰子	総務	民主党・新緑風会	平成10年 8月 7日	平成11年 8月13日
43	143-145	南野知恵子	文教・科学	自由民主党	平成10年 8月 7日	平成11年 8月13日
44	143-150	西山登紀子	懲罰	日本共産党	平成10年 8月 7日	平成13年 1月30日
45	145-149	和田洋子	地方行政・警察	民主党・新緑風会	平成11年 8月13日	平成12年 8月 9日
46	145-150	狩野安	国民福祉	自由民主党→自由民主党・保守党	平成11年 8月13日	平成12年 9月21日
47	149-150	岡崎トミ子	総務	民主党・新緑風会	平成12年 8月 9日	平成13年 1月30日
48	151	吉川春子	環境	日本共産党	平成13年 1月31日	平成13年 7月22日
49	153-154	橋本聖子	文教科学	自由民主党・保守党	平成13年 9月27日	平成14年 7月31日
50	153-155	広中和歌子	国家基本政策	民主党・新緑風会	平成13年 9月27日	平成14年10月18日
51	154-157	大野つや子	文教科学	自由民主党・保守党	平成14年 7月31日	平成15年 9月26日
52	155-156	小宮山洋子	環境	民主党・新緑風会	平成14年10月18日	平成15年 3月14日
53	157-160	松あきら	行政監視	公明党	平成15年 9月26日	平成16年 7月30日
54	159-160	和田ひろ子	内閣	民主党・新緑風会	平成16年 5月14日	平成16年 7月30日
55	159	円より子	財務金融	民主党・新緑風会	平成16年 5月14日	平成16年 7月25日
56	163-165	小野清子	予算	自由民主党	平成17年 9月21日	平成18年 9月28日
57	166	狩野安	文教科学	自由民主党	平成19年 1月25日	平成19年 7月28日
58	170-173	有村治子	環境	自由民主党	平成20年 9月29日	平成21年10月26日
59	171-173	円より子	財政金融	民主党・新緑風会	平成21年 1月 5日	平成21年10月26日
60	173-175	松あきら	法務	公明党	平成21年10月26日	平成22年 7月30日
61	173-176	山谷えり子	環境	自由民主党	平成21年10月26日	平成22年10月 1日
62	173-176	神本美恵子	決算	民主党・新緑風会	平成21年10月26日	平成22年10月 1日
63	175	林久美子	総務	民主党・新緑風会	平成22年 7月30日	平成22年 9月21日
64	176-178	大石尚子	懲罰	民主党・新緑風会	平成22年10月 1日	平成23年 9月13日

国会回次	委員長	常任委員会	会派	選任年月日	辞任等年月日
65	181-185 相原久美子	内閣	民主党・新緑風会	平成24年10月29日	平成25年10月15日
66	181-183 松あきら	総務	公明党	平成24年10月29日	平成25年 7月28日
67	181-183 川口順子	環境	自由民主党	平成24年10月29日	平成25年 5月 9日
68	181-182 森まさこ	行政監視	自由民主党	平成24年10月29日	平成24年12月26日
69	184-186 山本香苗	総務	公明党	平成25年 8月 2日	平成26年 9月 4日
70	184-187 石井みどり	厚生労働	自由民主党	平成25年 8月 2日	平成26年 9月29日
71	185-186 山東昭子	内閣	自由民主党	平成25年12月 5日	平成26年 1月24日
72	187-189 丸川珠代	厚生労働	自由民主党	平成26年 9月29日	平成27年10月 7日
73	187-189 島尻安伊子	環境	自由民主党	平成26年 9月29日	平成27年10月 7日
74	187- 片山さつき	外交防衛	自由民主党	平成26年 9月29日	－
75	187- 吉川沙織	経済産業	民主党・新緑風会	平成26年 9月29日	－

(注) 会期途中の選任及び辞任を含む。また、同じ名称の委員長に続けて選任された場合は継続とみなした。なお、「会派」は、委員長就任時又は各国会召集時における所属会派であり、委員長就任期間中に会派の異動があった場合には「→」で新旧の会派を表した。会派の名称は、適宜略称等を用いた。また、別名を有する議員については、当該役職就任時に国会で用いられていた氏名を記載している。

(出典) 参議院事務局『参議院委員会先例諸表 平成 22 年版』2010, pp.6-69 (第 1～173 回国会)；参議院事務局『参議院便覧 平成 26 年 4 月編』2014, pp.189-366 (第 1～186 回国会)；国立国会図書館「国会会議録検索システム」<[http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_logout.cgi?SESSION=14821](http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_logout.cgi?SESSION=14821)> 等を基に政治議会課作成。

別表 5 G7 諸国議会における女性議員比率の推移 (2001-2015 年) ※上段：下院、中段：上院、下段：両院

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
ドイツ	30.9%	31.7%	32.2%	32.2%	32.8%	31.8%	31.6%	31.6%	32.2%	32.8%	32.8%	32.9%	32.9%	36.5%	36.5%
	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	18.8%	18.8%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	27.5%	27.5%	27.5%	40.6%
	30.4%	31.0%	31.4%	31.4%	31.3%	30.5%	30.6%	30.6%	31.1%	31.7%	31.7%	32.4%	32.4%	35.6%	36.9%
イタリア	11.1%	9.8%	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	17.3%	17.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.6%	21.4%	31.4%	31.0%
	8.0%	7.8%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	13.7%	14.0%	18.0%	18.3%	18.4%	18.6%	19.0%	29.0%	28.3%
	10.0%	9.1%	10.3%	10.3%	10.4%	10.4%	16.1%	16.2%	20.2%	20.3%	20.3%	20.6%	20.6%	30.6%	30.1%
フランス	10.9%	10.9%	12.1%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	18.2%	18.2%	18.9%	18.9%	18.9%	26.9%	26.2%	26.2%
	5.9%	10.9%	10.9%	10.9%	16.9%	16.9%	16.9%	18.2%	21.9%	21.9%	21.9%	22.2%	22.2%	22.5%	25.0%
	9.1%	10.9%	11.7%	11.7%	13.9%	13.9%	13.9%	18.2%	19.6%	20.0%	20.0%	20.1%	25.1%	24.8%	25.7%
カナダ	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	21.1%	20.8%	20.8%	21.3%	22.1%	22.1%	22.1%	24.8%	24.7%	25.1%	25.2%
	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%	37.1%	37.1%	35.0%	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%	36.7%	37.9%	39.6%	38.6%
	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%	24.7%	24.4%	24.3%	24.4%	24.9%	24.9%	24.9%	27.7%	28.0%	28.5%	28.2%
イギリス	18.4%	17.9%	17.9%	17.9%	18.1%	19.7%	19.7%	19.5%	19.5%	19.5%	22.0%	22.3%	22.5%	22.6%	22.8%
	15.6%	16.4%	16.4%	16.7%	17.8%	17.5%	18.9%	19.7%	19.7%	20.0%	20.1%	21.9%	22.6%	23.4%	24.1%
	17.0%	17.1%	17.1%	17.3%	17.9%	18.5%	19.3%	19.6%	19.6%	19.8%	21.0%	22.1%	22.6%	23.0%	23.5%
アメリカ	14.0%	14.0%	14.3%	14.3%	15.0%	15.2%	16.3%	16.8%	17.0%	16.8%	16.8%	16.8%	18.0%	18.3%	19.3%
	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	14.0%	14.0%	16.0%	16.0%	17.0%	15.3%	17.0%	17.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	13.8%	13.8%	14.0%	14.0%	14.8%	15.0%	16.3%	16.6%	17.0%	16.5%	16.8%	16.9%	18.4%	18.6%	19.4%
日本	7.3%	7.3%	7.3%	7.1%	7.1%	9.0%	9.4%	9.4%	9.4%	11.3%	11.3%	10.8%	7.9%	8.1%	9.5%
	17.8%	15.4%	15.4%	15.4%	13.6%	14.0%	14.5%	18.2%	18.2%	17.4%	18.2%	18.6%	18.2%	16.1%	15.7%
	10.8%	10.0%	10.0%	9.9%	9.3%	10.7%	11.1%	12.3%	12.3%	13.3%	13.6%	13.4%	11.3%	10.8%	11.6%

(出典) IPU, “Archived Data,” *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm>> から、各年 1 月現在 (2002 年のみ 2 月現在) のデータを基に政治議会課作成。ただし、日本の 2002 年 のデータは欠損のため、参議院事務局『参議院審議概要 第 154 回国会 (常会)』2002, p.14 を基に算出。